

別添 1 生産者需給緩和緊急対策事業

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人中央酪農会議、農業協同組合、農業協同組合連合会等とする。

第 2 事業の内容

1 価格差対策

事業実施主体は、第 3 の 1 に規定する事業対象者に対して、要請又はガイドライン及び 5 月 1 日通知を踏まえた休校措置等による学校給食用牛乳の供給停止等に伴い、学校給食用牛乳向け生乳を加工原料乳に仕向け変更することに伴う学校給食用牛乳向け生乳と加工原料乳との価格差に相当する額（以下「価格差に相当する額」という。）を交付するものとする。また、事業実施主体は、法第 4 条の規定により、法第 2 条第 4 項第 1 号で定める第 1 号対象事業を行う対象事業者（以下「第 1 号対象事業者」という。）及び農業協同組合並びに農業協同組合連合会（以下「間接補助事業者」という。）が事業対象者に価格差に相当する額を交付する取組に対し補助するものとする。

2 配乳変更支援対策

事業実施主体は、以下のいずれかの取組を行うものとする。

- (1) 学校給食用牛乳の供給停止等に伴い、学校給食用牛乳向け生乳を加工原料乳に仕向けるため、生乳の広域輸送の取組
- (2) 間接補助事業者に対し、学校給食用牛乳の供給停止等に伴い、学校給食用牛乳向け生乳を加工原料乳に仕向けるため、生乳の広域輸送に要する経費についての補助

3 生産者需給緩和緊急対策推進事業

事業実施主体は、事業の円滑な推進を図るため、会議の開催、調査・指導等を行うものとする。

第 3 事業の要件等

1 事業対象者

第 2 の 1 の事業の対象となる酪農生産者は、事業実施主体又は間接補助事業者と生乳受託販売契約又は生乳買取販売契約を締結している生乳の生産者及び法第 4 条の規定により、法第 2 条第 4 項第 2 号で定める第 2 号対象事業を行う対象事業者とする。

2 対象となる生乳の数量

第2の1の事業の対象となる加工原料乳の数量は、要請に基づき発生した令和2年3月から6月までにおけるその増加分とする。ただし、全体で令和2年2月27日から6月12日までの学校給食用牛乳向け生乳の減少分を超えない数量とする。

3 価格差に相当する額の算定

第2の1の価格差に相当する額は、学校給食用牛乳向け生乳の当該年度における直近の平均乳価から、加工原料乳向け生乳の同平均乳価及び加工原料乳生産者補給金等の単価（法第8条第1項に定める生産者補給金の単価及び法第15条第2項に定める集送乳調整金の単価）を差し引いた額とし、事業実施主体又は間接補助事業者ごとに算定するものとする。

4 価格差に相当する額の交付

事業実施主体又は間接補助事業者は、2の対象となる生乳の数量に3の価格差に相当する額を乗じて得られた額を、当該期間の生乳生産量に応じて事業対象者に交付するものとする。

5 掛かり増し経費の対象

第2の2の事業の対象となる経費は、要請に基づき発生した令和2年2月27日から6月12日までの広域輸送に係る掛かり増し分の経費とし、域内移送に要する経費と広域輸送に要する経費の差額分として事業実施主体又は間接補助事業者ごとに算定する。

6 広域輸送の範囲

第2の2の事業の広域輸送の範囲とは、事業対象者が所在する地域を管轄する法第10条の規定により指定を受けた指定事業者のその指定に係る区域を越えた輸送とする。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、間接補助事業者が第2の1及び2の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取り扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、間接補助事業者から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（生産者需給緩和緊急対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（生産者需給緩和緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（生産者需給緩和緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 間接補助事業者は、事業完了後、事業実施主体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、間接補助事業者から提出された実績報告を取りまとめの上、自らの事業実績とともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の学校給食用牛乳の供

給停止に伴う需給緩和対策事業（生産者需給緩和緊急対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第7 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携及び間接補助事業者に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（生産者需給緩和緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞ

れの間接補助事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であつても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあつた日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び間接補助事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 価格差対策	学校給食用牛乳向け生乳を加工原料乳に仕向けたことに伴う、学校給食用牛乳と加工原料乳との価格差に相当する額を交付するのに要する経費	定額
2 配乳変更支援対策	学校給食用牛乳向け生乳を加工原料乳に仕向けたことにより生じた広域輸送に要する経費	定額
3 生産者需給緩和緊急対策推進事業	事業の円滑な推進を図るための会議の開催、調査・指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(生産者需給緩和緊急対策事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（生産者需給緩和緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱別添1の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の別添のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 価格差対策				
2 配乳変更支援対策				
3 生産者需給緩和緊急対策推進事業				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別添

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（生産者需給緩和緊急対策事業）実施計画

1 価格差対策

(単位：kg、円)

団体名	対象生乳数量 ①	学校給食用牛乳向け生乳平均乳価 ②	加工原料乳向け生乳平均乳価 ③	加工原料乳生産者補給金等の単価 ④	価格差相当単価 ⑤ (②-③-④)	交付金額 ⑥ (①×⑤)	負担区分		備考
							機構補助金	その他	
合計									

(注) 学校給食用牛乳向け生乳平均乳価及び加工原料乳向け生乳平均乳価は、当該年度における直近の平均乳価を用いること。

2 配乳変更支援対策

(単位：円)

団体名	域内移送に要する経費 ①	広域輸送に要する経費 ②	事業費 (②-①)	負担区分		備考
				機構補助金	その他	
合計						

(注) 広域輸送の範囲は、事業対象者が所在する地域を管轄する法第10条の規定により指定を受けた指定事業者のその指定に係る区域を越えた輸送とする。

3 生産者需給緩和緊急対策推進事業

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(生産者需給緩和緊急対策事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(生産者需給緩和緊急対策事業)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱別添1の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(生産者需給緩和緊急対策事業) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(生産者需給緩和緊急対策事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱別添1の第6の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払受領額 ⑤	今回概算払請求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(生産者需給緩和緊急対策事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(生産者需給緩和緊急対策事業)について、下記のとおり実施したので、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱別添1の第6の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(生産者需給緩和緊急対策事業) 実績報告書」のとおり

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(生産者需給緩和緊急対策事業)に係る仕入れに係る消費等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(生産者需給緩和緊急対策事業)補助金について、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)
金 円
 - 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
 - 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
 - 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料